

## 新発田城跡第 33 地点出土木製品等実測業務委託 仕様書

- 1 業務の名称  
新発田城跡第 33 地点出土木製品等実測業務委託
- 2 業務の内容  
新発田城跡出土木製品の実測・トレース・写真撮影及び計測表の作成
- 3 資格等  
当市を含む地方自治体と契約し、出土品の実測業務を履行した実績があること。
- 4 業務の数量  
別紙一覧表のとおり
- 5 委託期間  
契約日から令和 8 年 1 1 月 2 4 日まで
- 6 成果品
  - ・遺物実測図 1 0 0 点  
(1 mm 方眼の入った用紙に掲載した図を各一部)
  - ・遺物トレース図 1 0 0 点 (デジタルトレース)  
(画像データ及び紙焼きの図を各一部)
  - ・遺物写真 1 6 8 カット  
(JPEG 形式の画像データ)
  - ・遺物計測表 一式  
(エクセルファイル形式)
- 7 作業の仕様
  - (1) 遺物実測
    - ①実測を行う木製品は、いずれも保存処理前の水漬け状態で保管しているものである。乾燥による変形や破損に十分注意して、作業を行うこと。
    - ②図の作成は、文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき－整理・報告書編－』(平成 22 年)に準拠して行う。
    - ③実測の方法は特に指定しないが、正確かつ迅速な方法で実施する。
    - ④実測の縮尺は原寸を基本とする。ただし、大型遺物については、事前に発注者の許可を得た上で、縮尺を変更することができる。
    - ⑤実測の用紙には、1 mm 方眼の入った長期保存に耐え得る紙を使用し、1 つの遺物の実測図は原則として 1 枚の用紙に収める。用紙サイズは A 3 判または A 4 判を基本と

するが、大型遺物の場合はこの限りではない。

⑥図の断面（材の小口方向）には、木取りを示す木目を表現する。

## （2）トレース

①線の色は黒とする。

②トレースの縮尺は、3分の1を基本とするが、大型遺物については、発注者の指示に従う。

③同一遺物における各面の図の間隔は4mmとする。

④線の太さは、発注者の指示を受ける。

⑤付着物などの範囲は、指定したトーンを使用して表現する。

⑥文様等は、写真を図化したデータをはめ込み、実測図と縮尺を合わせる。

⑦ファイル形式は.ai形式（Adobe illustrator）とし、PDFデータを添付すること。

## （3）写真撮影

①図化した面と同アングルの写真を、各1カット撮影する。

②写真は、画像サイズ4,000pixel×3,000pixel以上で撮影する。

③写真の画像データは、角版（.jpg形式）と切り抜いたもの（.psd形式）を納品する。

## （4）計測表

・計測表は、発注者が指定するエクセルファイルの書式に、データを入力して作成する。

## 8 校正

- ・遺物実測図の校正は3回以内とする。校正は、遺物と実測図を対比して行うことから、初校時のみ遺物を新発田市教育委員会 文化行政課 埋蔵文化財整理室（新発田市小舟町2-9-16）に持参することとする。ただし、大型遺物については受注者の整理作業場にて行う。
- ・トレースの校正は2回以内とする。

## 9 その他

- ・資料の搬出入及び成果品の納品場所は、新発田市教育委員会 文化行政課 埋蔵文化財整理室（新発田市小舟町2-9-16）とする。
- ・資料の収納容器は、発注者で用意したものを使用できる。
- ・運送・梱包にかかる費用は受注者の負担とする。
- ・受注者は、契約締結後、速やかに資料の運送方法や作業計画について打ち合わせを行い、契約締結後1週間以内に、発注者へ作業計画書を提出し、その承認を受けること。
- ・成果品は、発注者が修正・加工して使用できるものとする。
- ・受注者が成果品の使用を希望する場合は、事前に発注者の許可を得ること。
- ・本仕様に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受注者の両方で協議の上、決定する。

- ※ 契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。
- ※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。